

広島県選挙管理委員会告示第六十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、別表のとおり変更があつた旨、世羅町選挙管理委員会等から報告があつた。

令和元年七月十一日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

指 定 施 設		変 更 事 項	変 更 後
名 称	所 在 地		
世羅町大田自治センター	世羅郡世羅町大字本郷 891番地5	所在地	世羅郡世羅町大字本郷 891 番地 4
郷野地区コミュニティ集会所	安芸高田市吉田町桂 297 番地 3	所在地	安芸高田市吉田町桂 279 番地 3